

高鍋町告示第49号

令和2年第2回高鍋町議会臨時会を次のとおり招集する。

令和2年10月29日

高鍋町長 黒木 敏之

1 期 日 令和2年11月5日(木)

2 場 所 高鍋町役場議場

○開会日に応招した議員

田中 義基君	永友 良和君
八代 輝幸君	松岡 信博君
後藤 正弘君	黒木 博行君
黒木 正建君	古川 誠君
中村 末子君	春成 勇君
日高 正則君	杉尾 浩一君
緒方 直樹君	青木 善明君

○応招しなかった議員

令和2年 第2回(臨時)高鍋町議会会議録(第1日)

令和2年11月5日(木曜日)

議事日程(第1号)

令和2年11月5日 午前10時02分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 会期の決定
日程第3 議案第87号 専決処分の承認を求めることについて(専決第27号) [和解について]
日程第4 議案第88号 タブレットパソコンの購入について
日程第5 議案第89号 令和2年度茂広毛平付・高岡線道路改良工事その2請負契約について
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 会期の決定
日程第3 議案第87号 専決処分の承認を求めることについて(専決第27号) [和解について]
日程第4 議案第88号 タブレットパソコンの購入について
日程第5 議案第89号 令和2年度茂広毛平付・高岡線道路改良工事その2請負契約について
-

出席議員(14名)

1番 田中 義基君	2番 永友 良和君
3番 八代 輝幸君	5番 松岡 信博君
6番 後藤 正弘君	7番 黒木 博行君
8番 黒木 正建君	10番 古川 誠君
11番 中村 末子君	12番 春成 勇君
13番 日高 正則君	14番 杉尾 浩一君
15番 緒方 直樹君	16番 青木 善明君

欠席議員(なし)

欠 員(なし)

事務局出席職員職氏名

議会事務局長 稲井 義人君 事務局長補佐 岩佐 康司君
議事調査係長 橋本 由香君

説明のため出席した者の職氏名

町長	……………	黒木 敏之君	副町長	……………	島埜内 遵君
教育長	……………	川上 浩君	代表監査委員	……………	黒木 輝幸君
総務課長兼選挙管理委員会事務局長	……………				野中 康弘君
財政経営課長	……………	徳永 恵子君	建設管理課長	……………	長友 和也君
農業政策課長	……………	渡部 忠士君	農業委員会事務局長	…	飯干 雄司君
地域政策課長	……………	日高 茂利君			
会計管理者兼会計課長	……………				杉 英樹君
町民生活課長	……………	鳥井 和昭君	健康保険課長	……………	川野 和成君
福祉課長	……………	中里 祐二君	税務課長	……………	宮越 信義君
上下水道課長	……………	吉田 聖彦君	教育総務課長	……………	横山 英二君
社会教育課長	……………	山下 美穂君			

午前10時02分開会

○議長（青木 善明） おはようございます。只今から令和2年第2回高鍋町議会臨時会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

この際、議会運営委員会の報告を求めます。委員長、永友良和議員。

○議会運営委員会委員長（永友 良和君） おはようございます。

令和2年第2回高鍋町議会臨時会の招集に伴い、先日10月30日午前10時より、第3会議室におきまして議会運営委員全員、議長、副議長はオブザーバーとして出席、執行部より副町長及び関係課長の3名、日程説明のため議会事務局長と補佐の2名が出席し、議会運営委員会を開催いたしましたので御報告いたします。

今臨時会に提案されます案件は、議案第87号専決処分の承認を求めることについて（専決第27号）〔和解について〕、議案第88号タブレットパソコンの購入について、議案第89号令和2年度茂広毛平付・高岡線道路改良工事その2請負契約についての3件であります。

この3件につきまして執行部より説明を受け、意見を求めましたが、特に意見はなく、その後議会事務局長より日程についての説明を受け、会期につきましては本日1日限りとするので委員全員の意見の一致を見ましたので御報告いたします。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（青木 善明） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定によって、6番、後藤正弘議員、7番、黒木博行議員を指名いたします。

日程第2. 会期の決定

○議長（青木 善明） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、別記のとおり本日11月5日の1日間にしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日11月5日の1日間に決定いたしました。

日程第3. 議案第87号

○議長（青木 善明） 日程第3、議案第87号専決処分の承認を求めることについて（専決第27号）〔和解について〕を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（黒木 敏之君） おはようございます。議案第87号（専決第27号）〔和解について〕、提案理由を申し上げます。

本案につきましては、町営住宅使用料の訴え、※規定前の和解をしたことについて承認を求めるものでございます。なお、相手方との和解内容の合意から裁判所への申立期限までに議会を招集する時間的余裕がなかったため、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、やむを得ず専決処分をさせていただいたものでございます。

以上、本案につきまして御承認を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（青木 善明） 暫時休憩します。

午前10時06分休憩

.....
午前10時06分再開

○議長（青木 善明） 再開いたします。町長。

○町長（黒木 敏之君） すみません。訂正させていただきます。

訴えの提起でございますが、規定と読んだそうでございます。どうぞよろしく申し上げます。

○議長（青木 善明） 続いて、担当課長の詳細説明を求めます。税務課長。

○税務課長（宮越 信義君） それでは、議案第87号（専決第27号）〔和解について〕詳細説明をさせていただきます。

今回の和解は、これまでの支払督促から裁判を経ての和解ではなく、民事訴訟法第275条に規定する訴え提起前の和解手続による和解案件となります。いずれの手続も強

制執行可能とする債務名義を取得するための手続でございますが、支払督促が一方的に相手方に支払いを求めるものに対しまして、訴え提起前の和解は、紛争の当事者間で話し合いがついた場合に、その合意内容について簡易裁判所に和解の申立てをして、裁判上の和解を成立させるものでございます。

当事者間に合意があり、かつ裁判所がその合意を相当と認めた場合に和解が成立し、合意内容が和解調書に記載されることにより、確定判決と同一の効力を有することとなります。

本議案の相手方につきましては、これまで分割での納付が履行されてきたこと、また本年8月に町営住宅を退去されたことから、退去後も確実に分割納付を履行していただくことを担保するため、支払督促による一括での納付を求めず、訴え提起前の和解という手続により債務名義を取得することとしたものでございます。

それでは、議案3枚目の和解条項案を御覧ください。

今回の和解の対象となる債務額につきましては、家賃143万6,200円、遅延損害金43万4,100円の合計187万300円となっております。

次に、和解の内容といたしましては、令和2年10月から令和6年7月まで毎月4万円、最終月の令和6年8月に3万300円を分割納付すること。また、より確実に納付いただけるよう配偶者にも債務を連帯保証する条項を設けることで合意をしたところでございます。

なお、相手方とは9月30日に10月末から分割納付することで最終的に合意をしましたが、履行していただくためには10月5日までに裁判所へ申し立てる必要があったことから、議会を招集する時間的余裕がなく、やむなく専決処分をさせていただいたものでございます。

最後になりますが、10月27日に裁判所へ双方出頭し、和解条項案のとおり和解が整いましたので、併せて御報告をさせていただきます。

以上で説明を終わります。

○議長（青木 善明） 以上で説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） 申立人に「持参して支払う」とあるんですけども、給与所得者、年金生活者では差異があると考えますが、その対応はどう決められたのか。また、「10月から」とあるんですけども履行されたのか。また、退去されているとのことなんですけれども、この和解条項には、当時入居されていたときの連帯保証人について記載がされておませんが、今度は配偶者が連帯保証人ということなんですけれども、前の連帯保証人とはどういう関係性があるのかどうか。そこを一度目は伺いたいと思います。答弁によって、また二度目をします。

○議長（青木 善明） 税務課長。

○税務課長（宮越 信義君） お答えいたします。

まず、納付方法についての御質疑でございますが、一般的にこのような和解案件に伴いまして、一般的な納付方法といたしましては、持参または口座振込により本人が自主的に納付をする方法、それと相手方をこちらのほうから訪問して徴収をする方法の二通りがございます。

本案につきましては、これまでも本人が窓口で納付をされてきたこと、原則納付書などで本人が納めることを基本としていることから、和解内容としては持参して納付していただくということを選択したものでございます。

次に、10月分の納付についてでございますが、こちらについては約束どおり履行されております。

次に、連帯保証人の関係についてでございますが、先ほど説明しましたとおり今回の和解につきましては、町と相手方、双方が和解内容について協議をいたしまして、合意した内容を裁判所に申し立て、和解をしたところでございます。

あくまでも名義人、御本人様から支払っていただくことを前提に御本人と協議をしておりますので、連帯保証人からの支払い等については考慮していなかったというところでございます。

以上です。

○議長（青木 善明） ほかに質疑はありますか。11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） 今の答弁を聞いて、私がちょっと気になったのは、なぜそのようなことを言ったのかというのは4項にあります。4に、「相手方らが前項の分割金の支払いを2回以上怠り、その額が8万円に達したとき」というふうになっていますよね。

最初は和解をした。例えば1年なら1年とか平成6年の7月までということになっておりますので、その間この方については、ひょっとしたら何らかの事故があったりとか何かあったりして、ひょっとしたら支払えない状況が出てくる可能性が絶対ないとは言い切れないと思うんです。そのために担保しておくべき債務についての保証、それをどう取り計らってきたのかということが、ちょっと気になる場所なんです。

やはり、相手がもし交通事故なり何なりとか突発的な事故に遭われて、やっぱり支払いが不可能という状況になってきた場合、余り何かこちらからせつつく、この条項どおりやってもどうなのかなと。同じ町民でするのでということが、ひょっとしたら出てくるやもしれない。

また、だからこの和解条項をつくるときに、例えば相手の預金とかいろんな条項を見て、普通はお金を貸すときには担保物件として土地とか建物、いろんなものを準備しておきますけれども、高鍋町の場合、要するに公の場合ほどどのようにされるのかというのが、ちょっと気になる場所なんです。そこのところについての補償についてはどうなっているのか、そこだけちょっとお伺いさせていただきます。

○議長（青木 善明） 税務課長。

○税務課長（宮越 信義君） 支払いが滞った場合ということでございますが、ここに書い

てありますとおり2か月滞った場合には、一括しての支払いを求めるということになります。本人が支払えないということであれば、給料等の差押えであったりとか、そういった強制執行に移っていくということになります。

先ほども説明しましたけれども、より確実に納付をしていただくためということで、今回連帯保証人ではなくて、債務名義の方の配偶者の方からも支払いをしていただけるといふことと、強制執行する場合にはその配偶者の方も含めて強制執行ができるようにといふことで配偶者の方を債務の連帯保証人ということをしております。そういったことで補償といえますか、そういった形でやっていきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（青木 善明） ほかに質疑はありませんか。11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） 私が聞いたのは、もし交通事故とか本人が遭われて、どうしてももう給料も入ってこない、いろんなこともできないと。配偶者の方についても、もし働いていらっしゃるとしても、その方の給料を、今、差押えの金額というのは多分まだ4分の1ぐらい、差押えする金額は4分の1ぐらいかな。

だから、多分最高額が決まっていると思うんです。生活に支障のないような範囲でしか認められないと思うんです、差押えについても。だから、いろんなことを考えていくと、やっぱり総合的にこの方をお願いをしておきたいのは、やはりある程度の一定のものといふか、それを補償ができるものをちゃんとしてあげないと、恐らくもし何か不慮の事故とか起きた場合に、何か役場のほうが取立屋みたいになってしまうと、非常に私は心苦しいかなというふうに思うんです。

だから、できるだけそこら辺のところを配慮しながらも、確実に約束したことはしっかりと守っていただくということを考えたら、その債務に準ずる何か資産とか何とかはきちんと調べていらっしゃるのかなというのが、ちょっと気になったところなんです。給料の差押えだけでは、やはり令和6年までどうかなというのが、ちょっと私は気になったところなんです。そこはどういうふうにお考えになっていらっしゃるのかをお伺いします。

○議長（青木 善明） 税務課長。

○税務課長（宮越 信義君） 本人とあくまでも合意した上での和解案が、今回の提案した条項案になります。これはあくまでも裁判所から確定判決と同じ効力ということで頂いておりますので、本人様の支払能力がその時点でなくなった場合等につきましては、また裁判所への申立て等様々な方法がございますので、そういった方法も取りながら、また御本人さんの状況に応じたことも考えていかなければいけないかなとは思っておりますが、当面はこの和解条項案で書かれているとおりに、こちらとしてはやっていくということになりますので御理解をいただきたいと思っております。

○議長（青木 善明） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第87号を起立によって採決します。本件は原案のとおり承認することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（青木 善明） 起立全員と認めます。したがって、議案第87号専決処分の承認を求めることについて（専決第27号）〔和解について〕は承認することに決定いたしました。

日程第4. 議案第88号

○議長（青木 善明） 日程第4、議案第88号タブレットパソコンの購入についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（黒木 敏之君） 議案第88号タブレットパソコンの購入について提案理由を申し上げます。

本案につきましては、タブレットパソコンを購入するため、地方自治法第96条第1項第8号並びに議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

以上、本案につきまして御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（青木 善明） 続いて担当課長の詳細説明を求めます。財政経営課長。

○財政経営課長（徳永 恵子君） 議案第88号タブレットパソコンの購入について詳細説明を申し上げます。

購入物件はタブレットパソコン、購入価格は8,707万3,800円、契約の方法は指名競争入札、契約の相手方は高鍋町大字北高鍋5096番地、株式会社学教高鍋店店長緒方祥郎でございます。

なお、このタブレットパソコンの購入につきましては、令和2年10月23日に指名競争入札を行っております。参考までに指名業者を申し上げますと、アボック株式会社、株式会社学教高鍋店、株式会社MJC、株式会社南日本ネットワーク、有限会社インターテクノ、スパークジャパン株式会社、株式会社デンサン、株式会社システム開発、有限会社事務機のフクモト、合資会社阿部印刷商会の10社でございました。

○議長（青木 善明） 教育総務課長。

○教育総務課長（横山 英二君） 担当課のほうから事業概要について説明をさせていただきます。

本事業は、現在国のほうが進めておりますG I G Aスクール構想に基づきまして、高鍋町の全児童生徒数分1,670台の学習用タブレット端末を整備するものでございます。

1,670台のうちその3分の2に当たります1,114台につきましては、1台当たり4万5,000円の補助金を活用いたします。残りの金額は全額新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を充当することとしております。

整備台数の内訳ですけれども、東小学校が654台、西小学校が482台、東中学校が282台、西中学校が252台でございます。

次に、タブレット端末の使用についてでございますけれども、OSはW i n d o w s、ディスプレイは10.1インチでタッチパネル入力に対応をしたもの、1メートル20センチの高さからの落下耐久テストに合格しております、いわゆるG I G Aスクールモデルと呼ばれるものでございます。

また、この契約にはパソコンなどからW i n d o w sのサーバーに機能を使用する際に必要となりますクライアントアクセスライセンス料及び設定費用も含まれております。

現在各学校では、タブレットを活用した事業などに次年度当初から取り組めるよう充電式タブレット保管庫の整備や専用光回線整備などを含めた校内通信ネットワーク整備事業を進めているところでございます。

今後は県のほうとも連携いたしまして、タブレット等の積極的、効果的な活用を図るための教職員向けの研修計画検討委員会を立ち上げることとしております。

以上でございます。

○議長（青木 善明） 以上で説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） 先ほど指名競争入札の相手方を教えていただいたら10者あるということですが、この中で契約の相手方を決定した理由というのは何だったのか。安かったからだけではないとは思うんですけれども、いろんなアイデアなかったかなって。

先ほどちょっと教育総務課長のほうからは説明がありましたけれども、国からの助成金を初め高鍋町で支出しなければならない金額というのは大まかにありましたけど、あと高鍋からは臨時交付金以外には何も出さなくていいのかどうか確認だけさせていただきます。

それから、タブレットを購入してその後のメンテナンス、使用するに当たり購入先はどのような援助をしていただけるのか、見込まれているのかお伺いしたいと思います。

また、W i - F iは学校内は多分管理されるだろうと思うんですけれども、自宅に持って帰るかどうかというのは、また方針が決まると思うんですけれども、自宅でのW i - F iが使えるような状況というのをどう考えていらっしゃるのか、そこまで考えて契約をされたのかどうかお伺いしたいと思います。

○議長（青木 善明） 財政経営課長。

○財政経営課長（徳永 恵子君） 契約の相手方の決定の理由についてでございますが、指名競争入札でございますので、一番低い価格を提示された方を契約の相手方としたところ

でございます。また、臨時交付金以外の町の持ち出しはないのかという御質疑につきましては、ございません。

財政経営課からは以上です。

○議長（青木 善明） 教育総務課長。

○教育総務課長（横山 英二君） 購入後のメンテナンス関係ですけれども、一応落札された学教さんのほうが、今、うちのほうでも普段から使っております業者なので信用がある業者ですので、そこはもうお任せできるというふうに思っております。

また、自宅でのWi-Fi環境の整備については、ちょっとまだ、今はまだ検討もしていないんですけれども、国のほうではもうそういったことも当然進めていかないといけないというような指針が出されておりますので、また時期が参りましたら、そういったほうにも整備をしてみたいと考えているところでございます。

以上です。

○議長（青木 善明） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第88号を起立によって採決します。本件は原案のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（青木 善明） 起立全員と認めます。したがって、タブレットパソコンの購入については原案のとおり可決いたしました。

日程第5. 議案第89号

○議長（青木 善明） 日程第5、議案第89号令和2年度茂広毛平付・高岡線道路改良工事その2請負契約についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（黒木 敏之君） 議案第89号令和2年度茂広毛平付・高岡線道路改良工事その2請負契約について提案理由を申し上げます。

本案につきましては、当該工事の請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号並びに議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

以上、本案につきまして御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（青木 善明） 続いて、担当課長の詳細説明を求めます。財政経営課長。

○財政経営課長（徳永 恵子君） 議案第89号令和2年度茂広毛平付・高岡線道路改良工事その2請負契約につきまして詳細説明を申し上げます。

契約の目的でございますが、令和2年度茂広毛平付・高岡線道路改良工事その2、工事場所は高鍋町大字南高鍋字茂広毛平付、契約の方法は指名競争入札、契約金額は3億5,046万円、契約の相手方は高鍋町大字北高鍋4750番地、株式会社増田工務店代表取締役社長増田秀文でございます。

なお、この工事につきましては令和2年10月23日に指名競争入札を行っております。参考までに指名業者を申し上げますと、九州建設工業株式会社、株式会社増田工務店、株式会社桑原建設、株式会社河北、株式会社伊達組、河野建設株式会社、株式会社宮本組の7者でございました。

○議長（青木 善明） 建設管理課長。

○建設管理課長（長友 和也君） 議案第89号令和2年度茂広毛平付・高岡線道路改良工事その2請負契約について、建設管理課より工事概要の説明を申し上げます。

本工事につきましては、防衛省の補助を受けて実施する工事であります。お手元に配付させていただきました図面で赤く着色しております部分が、今回工事を行う部分でございます。

神祭野坂を登り切ったところ、図面のほうを赤く縁取りを太線で示しておりますが、その区間が101メートル。この部分につきましては、舗装工事まで行って現道の神祭野坂と接続をして供用開始をいたします。

そのほかの区間につきましては、現道よりも東側の新設区間となります。掘削とりのり面の保護及び盛土部分の擁壁工事が主体となる工事であります。新設区間において、高いところで20メートルを超える掘削が必要なことから、のり面保護を行いながら、ある程度の高さまで暫定的に掘削を行う工事でございます。

以上でございます。

○議長（青木 善明） 以上で説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。2番、永友良和議員。

○2番（永友 良和君） 今、建設管理課長の説明の中に防衛省の補助ということがありましたが、これは補助率はどれぐらいになっているのかをお伺いいたします。

○議長（青木 善明） 建設管理課長。

○建設管理課長（長友 和也君） 補助率70%でございます。

○議長（青木 善明） ほかに質疑はありませんか。11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） この赤いので書かれた部分ということですよ。ここは水がかなり出るんですけれども、このことについての対応というのはどう行っているのか、そこのところについては設計ではどうなっているのかお伺いしたいと思います。

また、先ほど防衛省の補助ということで70%ということで答弁がありました。しかし、

例えば防衛省の補助に該当しない部分があるのかどうかというのを、ちょっと確認をさせていただきたいと思います。それは、じゃあどういう理由で防衛省の補助に合致しないのかということも説明をしていただければよろしいかと思います。よろしいですか。

○議長（青木 善明） 建設管理課長。

○建設管理課長（長友 和也君） 議員のおっしゃられましたのり面上にかなりの湧水があるという部分でございますが、この部分は一応ボーリング調査等もしまして、湧水が多いということでのり面の保護をしながら、そこで排水を処理をしながら工事を進める予定としております。

一応今のところ設計上は排水、のり面に小段といいますか段をつけますので、その部分で水を集水しながら排水先を確保して、将来道路ができた後も湧水等で支障がないような設計としておるところでございます。

それと、補助に該当しない部分というのが、この工事につきましては一部でございます。図面で御説明申し上げますと、図面の左側のほうに町道と並行してずっと、ちょっと二重線になっている箇所があるかと思います。道路のちょっと上です。こちらに130メートルほどの擁壁工を今回施工するんでございますが、その下に上部からの転落防止柵、上部からの落石等の防護柵を設置いたします。この部分が単独の補助対象外となります。

ただ、これにつきましては、今後も継続をして工事を行いますので、それと工事がされない期間についても、道路への落石等の防護をする必要がありまして、今回工事のみではありませんので、通年あと約4年ぐらいになります。その工事が完了するまでの間防護柵を設置しておくということで、補助対象外という形で考えております。

以上でございます。

○議長（青木 善明） ほかに質疑はありませんか。11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） なぜ聞いたのかというのは、もうあそこが、水が出るというのは当初から予想されていたことであり、そのことは防衛省の担当の方とは十分協議をされてきたと私は思っているんです。

だから、そのことを思って、やはりその防護柵についてもなんですけれども、湧水対策についても、しっかりと話し合いを行った上で補助金をいただくということに恐らくなつたんじゃないかなというふうに私は思うんです。そこをしなかったということはないと思うんです。

だから、そのときに、じゃあここが補助対象外となった理由というのが、私はちょっと分からないもんだから、だからそれをもうちょっと詳しく説明していただければありがたいなと思うんです。

向こうの担当者の意見だから、それは補助対象外ですよと言われたら、私たちはもう受け入れるしかないと思うんですけれども、やはりそこで、なぜ補助対象外に、この同じ道路なのに対象外になるのかなというのが、ちょっと気になる場所なんですけど。そこは分かれば教えていただきたいと思います。

○議長（青木 善明） 建設管理課長。

○建設管理課長（長友 和也君） 申し上げます。そこの部分は、本来であれば一つの工事の中で簡潔する防護柵であれば補助対象となります。ただ、今回この発注しましたその2の工事の工期が、令和4年の3月までの工期で設定をさせていただいておりますけれども、その期間だけで防護柵をつければ補助対象なんです、その後もあと次の次期工事もございますので、その間の安全対策上、それを継続してそのまま防護柵を使用して設置をしておくということで、工事で完了しないために補助対象外となるという判断でございます。

いわゆる安全対策も含めてやりますので、ただ次期工事については、この防護柵はそのまま使用できますので、その部分の工事費は不要になって、あと最終的には撤去費用のみ計上されることとなります。

以上でございます。

○議長（青木 善明） ほかに質疑はありませんか。6番、後藤正弘議員。

○6番（後藤 正弘君） 今回のこの入札のメンバーなんです、若干今までは増田工務店や九州建設工業は耳に入ってきたんですが、今回、桑原、河北、川野、宮本と西都、木城、それぞれの指名の業者が選ばれたというのは、また何かありますか理由は。

○議長（青木 善明） 建設管理課長。

○建設管理課長（長友 和也君） 今回の工事につきましては、5万立米を超える大規模な掘削作業を行うこと、あと山の斜面で行うとともに搬出される土砂の管理を複数の箇所で行う必要がございます。

そのため十分な施工体制が取れて現場管理を行える業者として、西都児湯管内で県の土木工事、特Aランクの業者を指名させていただいたところでございます。

以上でございます。

○議長（青木 善明） ほかに質疑はありませんか。6番、後藤正弘議員。

○6番（後藤 正弘君） もう一点、今回の入札の落札率は何%でしたか。

○議長（青木 善明） 財政経営課長。

○財政経営課長（徳永 恵子君） 95.7%でございます。

○議長（青木 善明） ほかに質疑はありませんか。12番、春成勇議員。

○12番（春成 勇君） この工事を2つか3つに工区を区切ってできなかったのかお伺いいたします。

○議長（青木 善明） 建設管理課長。

○建設管理課長（長友 和也君） 防衛省の補助事業としましては、基本的には一本の工事では発注するのが通例となっております。ここを、現場を見ていただきますと、山の斜面の一つで土工事は上からやるしかない状態でありますので、ここを2つの区間に分けたりというのは、そちらのほうが工事の最中に危険性がございますので、一本の工事では発注をさせていただいたところでございます。

以上でございます。

○議長（青木 善明） ほかに質疑はありませんか。12番、春成勇議員。

○12番（春成 勇君） やっぱり、そういうこともあると思いますけど、地元事業者の育成のために、今後も考えていただければいいかなと思います。

○議長（青木 善明） 質疑、では答弁はいいですね。

○12番（春成 勇君） いやいや、質疑ではない。

○議長（青木 善明） 質疑ではない。はい。

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第89号を起立によって採決します。本件は原案のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（青木 善明） 起立全員と認めます。したがって、議案第89号令和2年度茂広毛平付・高岡線道路工事改良工事その2請負契約については原案のとおり可決いたしました。

○議長（青木 善明） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

会議を閉じます。

これで令和2年第2回高鍋町議会臨時会を閉会いたします。お疲れさまでした。

午前10時39分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

議 長

署名議員

署名議員